

②事前調査及び結果の発注者への説明

項目	チェック項目	記入欄	確認	
事前調査	共	<input type="checkbox"/> 建築物、工作物の事前調査(事業者)【石綿則3. 1】(元請業者)【大防法18の17. 1】		
		○次の作業を行うときは、石綿等 ^{※1} の使用状況を目視、設計図書等(設計図、特記仕様書、仕上表、施工記録、維持保全記録等)により調査したか		
		1. 建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業(吹付けられた石綿等の除去の作業を含む) ^{※2}		
		2. 石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業		
		*調査は石綿作業主任者等石綿に関する有識者が行うことが望ましい		
		*設計図書等により調査を行ったときは現地との整合を確認する		
		○調査結果を記録したか。調査結果は40年保存が望ましい		
	共	<input type="checkbox"/> 石綿等の使用有無が不明な場合の分析調査【石綿則3. 2】 【JIS A 1481-1, JIS A 1481-2, JIS A 1481-3】		
		○目視、設計図書等による調査によっては建築材料の石綿等の使用の有無が不明な場合、分析調査を行ったか		
		*吹付け材の石綿含有有無が不明な場合は、必ず分析を行う。分析は石綿等の重量比0.1%を超える含有の有無と共に、含有率の分析を併せて行うことが望ましい 【JIS A 1481-1, JIS A 1481-2, JIS A 1481-3】		
	*吹付け材以外の建材は石綿等使用のみなし措置の実施も可			
	○調査結果、みなし措置を記録したか。調査結果は40年保存が望ましい			
事前調査	AB	<input type="checkbox"/> 事前調査結果の発注者への説明【大防法18の17. 1】		
		*元請業者は事前調査の結果を書面で発注者に説明しなければならない。		
		*特定工事に該当する場合は、届出内容も書面で発注者に説明しなければならない		
	A	<input type="checkbox"/> 残存物品、付着物、その他有害物質等の有無の調査等各種調査の実施 (分別解体等に係る施工方法に関する基準)【建リ則2. 1】		
		*対象建設工事 ^{※3} の受注者が分別解体等 ^{※4} を行う場合は次の調査を行わなければならない		
		1. 対象建設工事に係る建築物等(対象建築物等)及びその周辺の状況調査		
		2. 分別解体等を行なう作業場所の調査		
		3. 特定建設資材廃棄物その他の物の搬出経路の調査		
		4. 建設資材廃棄物以外の残存物品の有無の調査		
		5. 石綿含有吹付け材その他の特定建設資材に付着した物の有無の調査		
	6. その他対象建築物等の調査			
	○特定建設資材 ^{※5} に付着した石綿含有吹付け材の有無の調査を実施したか			

<p>※1 石綿等：安衛令第6条第23号に規定する石綿等をいう【石綿則2. 1】 「石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」【安衛令6. 23】</p> <p>※1. 1石綿：繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいう 【基発0811002,2006. 8. 11】</p> <p>※2 建築物又は工作物の解体、破碎等の作業(吹付けられた石綿等の除去の作業を含む。)：石綿則において「解体等の作業」という</p> <p>※3 対象建設工事：特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が一定基準以上のもの【解体床面積80㎡、新增築床面積500㎡、修繕・模様替請負代金1億円、工作物請負代金500万円】【建リ令2】</p> <p>※4 分別解体等：建築物、工作物の①解体工事では建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ計画的に施工する行為、②新築その他の解体工事以外の工事では工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ施工する行為【建リ法2. 3】</p> <p>※5 特定建設資材：①コンクリート、②コンクリート及び鉄からなる建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート【建リ令1】</p>
--